

# 第1章 地域福祉計画の概要

## 1 計画策定の背景

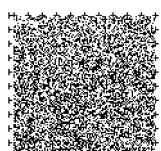
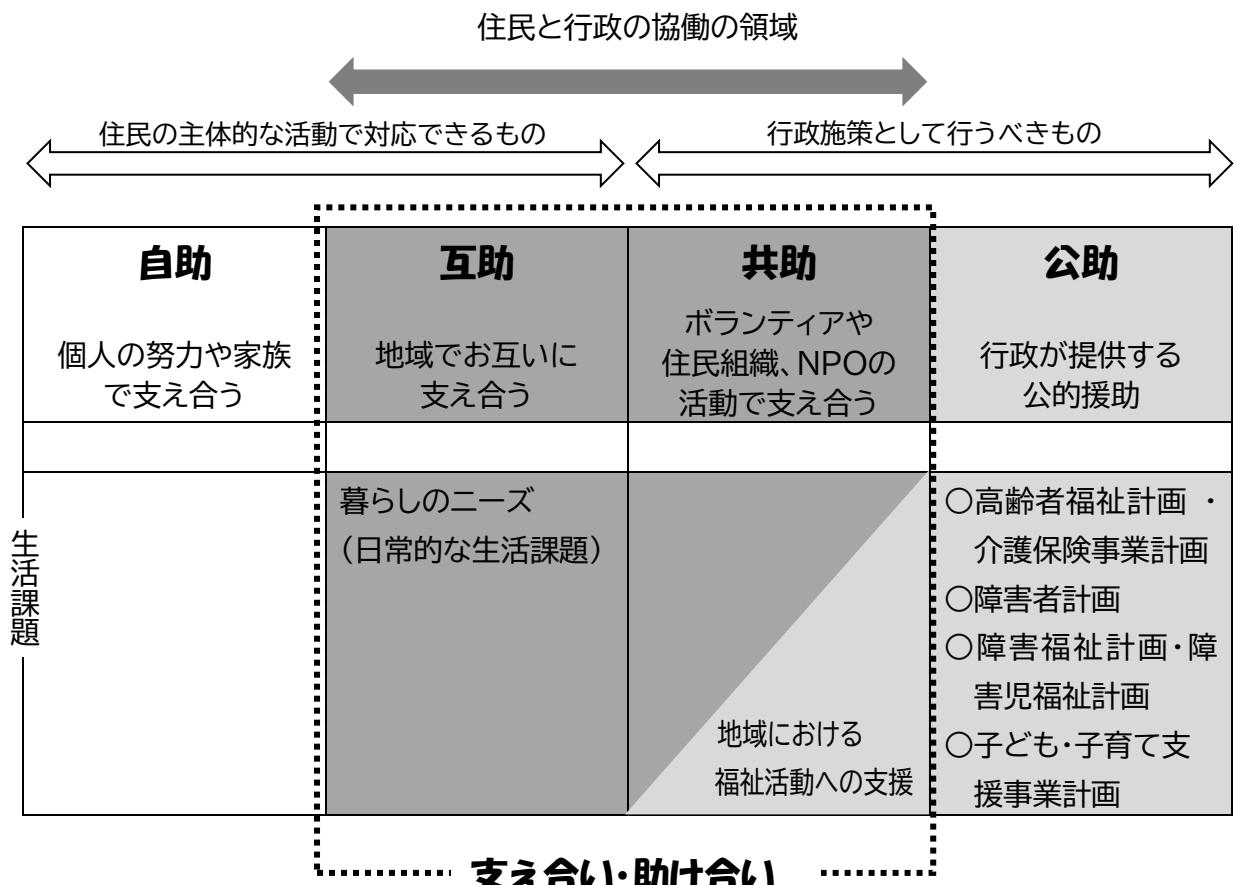
### 1) 地域福祉とは

誰もが安心して自分らしい生活を送ることができるよう、地域住民や地域で活動している多様な組織、行政が連携・協働して、地域が抱える生活課題・問題の解決に向け、取り組むことを「地域福祉」といいます。

なお、地域福祉においては、個人の努力や家族で支え合う「自助」、地域でお互いに支え合う「互助」、ボランティアや住民組織、NPOの活動で支え合う「共助」、そして、行政が提供する公的援助の「公助」が相まって支える仕組みと体制が重要です。

また、地域における多様な生活課題・問題に的確な対応を図るうえで、地域住民や地域で活動している団体等、それぞれが気づき、お互いに支え合い、助け合う取組を進めていくことが非常に大切となります。

#### ■「自助」「互助・共助」「公助」との関係



## 2) 地域福祉の必要性

わが国では、少子高齢化の進行や核家族化、単身世帯の増加、個人主義的傾向の強まりにより、家族や地域住民同士のつながりが希薄化し、「困ったときはお互いさま」といったご近所の支え合い機能が低下しています。

このような地域を取り巻く環境の変化により、孤立死をはじめ、子どもや高齢者、障害のある人に対する虐待、消費者被害等、様々な生活課題・問題が生じています。

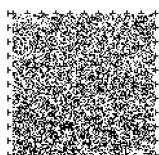
これらの課題・問題に対し、行政は公的な福祉サービスの整備や充実に取り組んでいますが、地域住民をはじめとする様々な主体が知恵と力を出し合い、協働しながら取り組んでいくことで、より効果的な解決が可能となり、住民一人ひとりの生活の向上を図ることができます。

そのため、これらの課題・問題について、いつかは遭遇する自身の問題として認識し、地域住民間でそれらを共有し、解決に向かう仕組みを協働してつくっていくこと、つまり、「地域福祉」を実現していくことは、自分たちのこれから安心のための準備として必要になってきます。

## 3) 「我が事・丸ごと」の地域づくり

近年、高齢者福祉や障害者福祉、子育て支援など、各制度の充実が図られている一方で、人口減少や家族・地域社会のあり方の変化などにより、介護や子育て、経済的な困窮、健康などの複合した問題を抱えている人や世帯が見られます。こうした問題を抱えている人の中には、自ら助けを求めることができず、暮らしが追い込まれ、その結果、危機的な局面になるまで問題が表面化しない状況が増えてきています。

こうした複雑化・多様化した地域の生活課題に対しては、これまでの福祉制度では対応が難しくなっています。これからは、制度・分野ごとの「縦割り」や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が『我が事』として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて『丸ごと』つながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともにつくっていく「地域共生社会」を実現する必要があります。

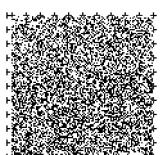


#### 4) 地域共生社会を実現するために

複合的な課題を抱えている人や世帯は、社会的に孤立している場合が多いため、本人と周囲との社会的なつながりを広げていくことが大切です。専門職による支援だけでなく、本人の周りにいる地域住民の関わりが重要であり、それが地域のセーフティネットとなります。行政や専門職では行き届かないところで行われる、住民同士の見守りや助け合いといった活動は、場合によっては専門職による支援と同等か、それ以上の力を発揮することもあり、これから地域福祉には必要不可欠となっています。

「地域共生社会」とは、社会構造の変化や人々の暮らしの変化を踏まえ、制度・分野ごとの関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えてつながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともにつくっていく社会をめざすものです。

今後の福祉のあり方としては、困りごとを既存の制度に当てはめていくのではなく、本人や家族との継続的なつながりや専門職による支援と連携し、困りごとを抱えた一人ひとりの状況に寄り添った支援を行うことが大切です。



## 社会福祉法（抜粋）

### 第1条（目的）

この法律は、社会福祉を目的とする事業の全分野における共通的基本事項を定め、社会福祉を目的とする他の法律と相まって、福祉サービスの利用者の利益の保護及び地域における社会福祉（以下「地域福祉」という。）の推進を図るとともに、社会福祉事業の公明かつ適正な実施の確保及び社会福祉を目的とする事業の健全な発達を図り、もって社会福祉の増進に資することを目的とする。

「地域福祉」という言葉が法令条文の中ではじめて登場し、さらに、「地域福祉の推進」が社会福祉の増進のための方法のひとつとして明記されています。

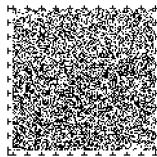
### 第4条（地域福祉の推進）

地域住民、社会福祉を目的とする事業を経営する者及び社会福祉に関する活動を行う者（以下「地域住民等」という。）は、相互に協力し、福祉サービスを必要とする地域住民が地域社会を構成する一員として日常生活を営み、社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会が確保されるように、地域福祉の推進に努めなければならない。

2 地域住民等は、地域福祉の推進に当たっては、福祉サービスを必要とする地域住民及びその世帯が抱える福祉、介護、介護予防（要介護状態若しくは要支援状態となることの予防又は要介護状態若しくは要支援状態の軽減若しくは悪化の防止をいう。）、保健医療、住まい、就労及び教育に関する課題、福祉サービスを必要とする地域住民の地域社会からの孤立その他の福祉サービスを必要とする地域住民が日常生活を営み、あらゆる分野の活動に参加する機会が確保されるまでの各般の課題（以下「地域生活課題」という。）を把握し、地域生活課題の解決に資する支援を行う関係機関（以下「支援関係機関」という。）との連携等によりその解決を図るよう特に留意するものとする。

地域住民と社会福祉に関する活動を行う者（地域ボランティアなど）が、公的機関や社会福祉法人などと連携を図りながら、地域福祉を推進する重要な担い手として期待されることが明記されています。

また、地域住民や福祉関係者が、①本人のみならず、その人が属する世帯全体に着目し、②福祉、介護、保健医療に限らない、様々な生活課題を把握するとともに、③行政などと協働し、課題を解決していくことが必要である旨を定め、「我が事・丸ごと」の包括的支援の理念を明確化しています。



## 社会福祉法（抜粋）

### 第107条（市町村地域福祉計画）

市町村は、地域福祉の推進に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画（以下「市町村地域福祉計画」という。）を策定するよう努めるものとする。

- 一 地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項
  - 二 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項
  - 三 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項
  - 四 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項
  - 五 前条（注：第106条の3）第一項各号に掲げる事業を実施する場合には、同項各号に掲げる事業に関する事項
- 2 市町村は、市町村地域福祉計画を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、地域住民等の意見を反映させよう努めるとともに、その内容を公表するよう努めるものとする。
- 3 市町村は、定期的に、その策定した市町村地域福祉計画について、調査、分析及び評価を行うよう努めるとともに、必要があると認めるときは、当該市町村地域福祉計画を変更するものとする。

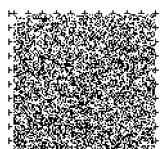
市町村において、住民などの参画による地域福祉計画の策定が明記され、計画に盛り込むべき事項が示されています。

### 注：第106条の3（包括的な支援体制の整備）

市町村は、次に掲げる事業の実施その他の各般の措置を通じ、地域住民等及び支援関係機関による、地域福祉の推進のための相互の協力が円滑に行われ、地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制を整備するよう努めるものとする。

- 一 地域福祉に関する活動への地域住民の参加を促す活動を行う者に対する支援、地域住民等が相互に交流を図ることができる拠点の整備、地域住民等に対する研修の実施その他の地域住民等が地域福祉を推進するために必要な環境の整備に関する事業
  - 二 地域住民等が自ら他の地域住民が抱える地域生活課題に関する相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行い、必要に応じて、支援関係機関に対し、協力を求めることができる体制の整備に関する事業
  - 三 生活困窮者自立支援法第三条第二項に規定する生活困窮者自立相談支援事業を行う者その他の支援関係機関が、地域生活課題を解決するために、相互の有機的な連携の下、その解決に資する支援を一体的かつ計画的に行う体制の整備に関する事業
- 2 厚生労働大臣は、前項各号に掲げる事業に関して、その適切かつ有効な実施を図るため必要な指針を公表するものとする。

①地域住民が自ら暮らす地域の課題を「我が事」として捉えられるような地域づくりの取組、②様々な相談を「丸ごと」受け止める場の整備、③相談機関の協働、ネットワーク体制の整備などを通じ、包括的な支援体制を整備していくことを市町村の努力義務としています。



## 社会福祉法（抜粋）

第 109 条（市町村社会福祉協議会及び地区社会福祉協議会）

市町村社会福祉協議会は、一又は同一都道府県内の二以上の市町村の区域内において次に掲げる事業を行うことにより地域福祉の推進を図ることを目的とする団体であって、その区域内における社会福祉を目的とする事業を経営する者及び社会福祉に関する活動を行う者が参加し、かつ、指定都市にあってはその区域内における地区社会福祉協議会の過半数及び社会福祉事業又は更生保護事業を経営する者の過半数が、指定都市以外の市及び町村にあってはその区域内における社会福祉事業又は更生保護事業を経営する者の過半数が参加するものとする。

- 一 社会福祉を目的とする事業の企画及び実施
- 二 社会福祉に関する活動への住民の参加のための援助
- 三 社会福祉を目的とする事業に関する調査、普及、宣伝、連絡、調整及び助成
- 四 前三号に掲げる事業のほか、社会福祉を目的とする事業の健全な発達を図るために必要な事業

## 2 計画策定の趣旨・目的

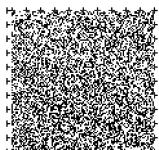
### 1) 国の動き

国では、平成 12 年の「社会福祉法」改正により、「地域福祉の推進」が明確に位置づけられ、「地域福祉計画」の策定が規定されました。また、公的な福祉サービスについても、同年の介護保険法の施行以降、高齢者・子ども・障害のある人など、対象者ごとに法制度が整備されました。これにより、当事者の選択で福祉サービスを利用する仕組みが浸透してきました。

一方近年は、少子高齢化や家族構成の変化、多様な価値観やライフスタイルの広がり、近所付き合いの希薄化などにより、複合的な課題を抱える世帯や制度の狭間の問題など、既存の制度では対応が難しい状況が見られます。また、支援を必要とする人が増加する一方で、福祉分野の人材不足が課題となっています。さらに、高齢者や障害のある人など、多様な住民が暮らす地域の中で、誰もがいきいきと暮らせるよう、お互いを支え合う社会の実現が求められています。

こうした状況を受け、平成 27 年に取りまとめられた「新たな時代に対応した福祉の提供ビジョン」では、すべての人が世代や背景を問わず、安心して暮らし続けられるまちづくり（全世代・全対象型地域包括支援）という視点が示されています。分野を問わない包括的な相談支援の実施や、福祉サービスを総合的に提供できる仕組みづくりの推進などが重要とされました。

平成 28 年 6 月に閣議決定された「ニッポン一億総活躍プラン」では、上記のビジョンの内容を受けて「地域共生社会の実現」が盛り込まれました。その後、地域共生社会の実現に向け、同年 7 月に「『我が事・丸ごと』地域共生社会実現本部」の設置、10 月に「地域における住民主体の課題解決力強化・相談支援体制の在り方に関する検討会（地域力強化検討会）」の設置及び検討が進められてきました。



こうした段階を経て、平成29年6月に「地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律」が制定されたことにより、社会福祉法の一部が改正されました。この改正では、「我が事・丸ごと」の地域福祉推進の理念や、市町村が包括的な支援体制づくりに努める旨が規定されました。また、「地域福祉計画」を充実させるため、地域福祉計画に福祉の各分野における共通事項を定めること、「地域福祉計画」を上位計画として位置づけることも示されています。これにより、地域福祉計画策定ガイドラインが示され、新たに盛り込むべき事項があげられています。

## 2) 和歌山県の動き

和歌山県では、平成29年に「和歌山県長期総合計画」が策定されました。この計画の将来像のひとつである「未来を拓くひとを育む和歌山」を推進するための計画として「和歌山県地域福祉推進計画」として位置づけられ、地域福祉の基本の方針が示されました。

令和2年3月に、国の制度改革などを踏まえ3回目の見直しが行われ、「和歌山県地域福祉推進計画(改訂版)」が策定されました。この計画では、健康福祉全般にわたる包括的な視点による将来の健康福祉社会のあるべき姿が明らかにされています。

### ■和歌山県地域福祉推進計画(改訂版)の概要

#### 基本理念 「未来を拓くひとを育む和歌山」

##### 1 人権を尊重した地域福祉の推進

- (1) 人権尊重の視点に立った行政の推進
- (2) 人権教育・啓発の推進
- (3) 相談・支援・救済の推進
- (4) 推進体制の整備

##### 2 地域福祉施策推進

- (1) 生活困窮者の自立の促進
- (2) 高齢者の社会参加の促進
- (3) 子育て支援を通じた支え合い活動の促進
- (4) 高齢者、障害者、児童に対する虐待防止
- (5) 自殺対策の推進
- (6) ひきこもり状態にある人への支援
- (7) 矯正施設退所後の社会復帰の支援
- (8) 住宅確保に配慮を要する方への居住支援
- (9) 消費者被害等の未然防止
- (10) 男女共同参画の推進
- (11) 生活交通の維持及び安全で円滑な移動手段の確保
- (12) 健康づくりの推進
- (13) 保健・医療・介護・福祉等の連携
- (14) ICT・IoT 活用による利便性の向上

##### 3 地域福祉を担う多様な手づくり

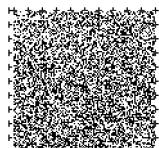
- (1) 民生委員・児童委員活動の促進
- (2) ボランティア活動の促進
- (3) NPO活動の促進
- (4) 社会福祉協議会の活動への支援
- (5) 福祉教育・啓発の推進
- (6) 福祉職場への就業促進
- (7) 福祉人材の資質の向上・定着の促進
- (8) 福祉・介護人材確保対策

##### 4 福祉サービスの適切な利用の促進及び社会福祉事業の健全な発達のための基盤整備

- (1) 健全な事業運営の確保
- (2) 福祉サービスの点検・評価
- (3) 苦情解決の仕組みの整備
- (4) 経営指導・支援の充実
- (5) 福祉サービスの適切な利用等の推進
- (6) 成年後見制度の利用促進に向けた体制整備

##### 5 災害に強い地域づくり

- (1) 災害に備えた地域づくりの推進
- (2) 避難行動要支援者への支援体制強化
- (3) 円滑な避難所運営の強化
- (4) 社会福祉施設等の防災対策強化
- (5) 防災知識の普及・啓発



### 3) 計画策定の趣旨

「第2次岩出市地域福祉計画(以下、「本計画」という。)」は、平成 28 年3月に策定した「岩出市地域福祉計画(以下、「第1次計画」という。)」の計画期間の満了に伴い、取組の進捗状況を評価したうえで策定します。

本計画は、福祉分野の基盤計画として、本市における福祉分野やその他の分野における様々な取組状況などと整合を図るとともに、社会潮流や国や県の動きを踏まえたものとします。

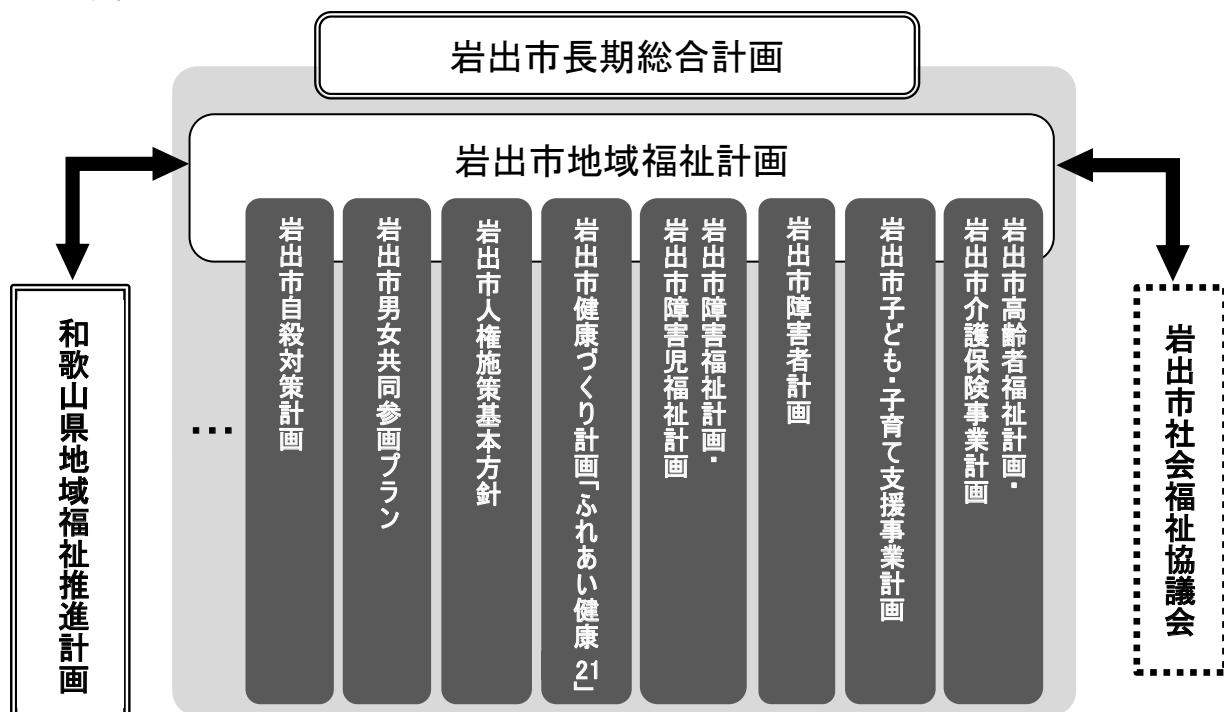
また、本市に住むすべての住民の幸せな暮らしをめざし、人と人とのつながりを基本として、困った時に助け合える関係づくり、お互いを認め合い、支え合える地域づくりを進めるための理念を明らかにします。この理念を実現するために、本計画では地域福祉推進の仕組みづくりと役割の明確化を図ります。

## 3 計画の位置づけ

本計画は、社会福祉法第 107 条の規定に基づく「市町村地域福祉計画」として策定するものです。

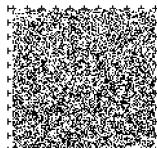
また、「岩出市長期総合計画」を上位計画とし、対象別・分野別の「岩出市高齢者福祉計画・ 岩出市介護保険事業計画」「岩出市子ども・子育て支援事業計画」「岩出市障害者計画」「岩出市障害福祉計画・岩出市障害児福祉計画」「岩出市健康づくり計画「ふれあい健康21」「岩出市人権施策基本方針」「岩出市男女共同参画プラン」などを関連計画として、それぞれに共通する地域福祉の理念を明らかにするとともに、地域福祉の推進を図るための基本的な方向性を定めるものです。

#### ■計画の位置づけ



## 4 計画の期間

本計画の計画期間は、令和3年度から令和7年度の5年間とします。



## 5 計画策定の手順

本計画の策定にあたっては、次のような手順で行いました。

### 1) 岩出市地域福祉計画策定委員会及び地域福祉計画作業部会における審議

本計画は、学識経験者や関係団体の代表者、行政関係者等から構成される「岩出市地域福祉計画策定委員会」において内容を審議し、策定しました。

また、委員会に岩出市地域福祉計画策定委員から選出された7名の委員で構成される「地域福祉計画作業部会」を設置し、本計画の基本理念、基本目標、施策体系・内容等の検討を行いました。

### 2) 地域福祉に関する現状・課題の把握

地域福祉に関する現状・課題の把握は、次のような方法で行いました。

#### (1) 市民意識調査

市内在住の20歳以上の方2,500人を対象に、地域福祉に対する考え方や意見を把握するための市民意識調査を実施しました。

#### (2) 団体等への調査

地域福祉の担い手である地域団体・組織を対象に、活動に関する現状や課題、今後の方向性等を把握するため、書面によるヒアリング調査を実施しました。

#### (3) 第2次岩出市地域福祉計画策定に係るメッセージシート

当初、各地区に関する現状(いいところや気になるところ)や課題、課題の解決に関するアイデアなどの整理を行う、地域福祉ワークショップを4地区で実施する予定でしたが、新型コロナウィルス感染症の影響により、開催を断念せざるを得ない状況となりました。

そこで代替として、第2次岩出市地域福祉計画策定に係るメッセージシート(「いわでの ふだんの くらしの しあわせ メッセージ」)を作成し、市役所をはじめ、総合保健福祉センター・各地区公民館・学校等を通じて、多くの方からメッセージをいただきました。

### 3) 庁内における検討

本計画は、関係各課において、地域福祉に係る現行の施策の状況と課題の抽出及び分野横断的な内容の検討を行い、現行計画に対する評価・検証を実施しました。

### 4) パブリックコメントの実施

よりよい計画となるよう、市民から広く意見を聞くためのパブリックコメントを実施しました。

